

平成23年 4月26日

学生、保護者及び教職員の皆様へ

長野県短期大学
感染症等対策協議会

本学の「インフルエンザ」に対する今後の対応について（通知）

厚生労働省及び文部科学省より、「新型インフルエンザ」については、4月1日以降、通常の「季節性インフルエンザ」への対応に切り替える旨の通知がありました。

つきましては、本学におきましても、インフルエンザ感染者への対応を下記のとおり変更しますので、適切な対応をお願いします。

また、4月に入ってもインフルエンザは依然流行していますので、ご家庭においても学生の健康状態の把握に努めていただき、感染予防にご協力をお願いします。

記

- 1 37.5℃以上の発熱、咳、下痢等インフルエンザ様の症状が出た場合は、医療機関を受診し、インフルエンザと確認された場合は大学保健室又は教務課（026-234-1221）にお知らせください。
- 2 インフルエンザ感染者は「出席停止」となります。出席停止の期間の目安は、解熱後2日を経過するまでですが、薬の効果により治癒する以前に解熱する 경우가ほとんどですので、療養が必要な期間については医師に助言を求めて下さい。
再登校に当たっては別紙の「治癒報告書」に、保護者（自宅から通学していない学生は、保健師）の証明を受け保健室または教務課へ提出してください。
登校時は、必ずマスクを着用してください。
なお、治癒報告書は本学のホームページからダウンロードできます。
- 3 感染予防のため、手洗い・うがい・咳エチケットの励行に努めてください。